

# 令和8年第4回富山県教育委員会議事日程

3月18日（水）午後4時00分

県庁4階大会議室

## 1 議決事項

議案第8号 富山県教育委員会行政組織規則一部改正の件

教育企画課長から説明し、原案のとおり可決した。

議案第9号 富山県教育委員会事務決裁規程一部改正の件

教育企画課長から説明し、原案のとおり可決した。

議案第10号 富山県教育委員会職員き章に関する規程一部改正の件

教育企画課長から説明し、原案のとおり可決した。

議案第11号 富山県教育委員会聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則一部改正の件

教育企画課長から説明し、原案のとおり可決した。

議案第12号 富山県教育委員会教職員安全衛生管理規程一部改正の件

保健体育課長から説明し、原案のとおり可決した。

## 2 報告事項

(1) 令和8年度富山県立高等学校入学者選抜の合格状況等について

教育みらい室県立高校課長から説明した。

(2) 令和8年度富山県立特別支援学校高等部・幼稚部入学者選抜の合格状況等について

教育みらい室特別支援教育課長から説明した。

## 3 今後の教育委員会等の日程について

## 4 議決事項

議案第13号 富山県銃砲刀剣類登録審査委員任命の件

生涯学習・文化財課長から説明し、原案のとおり可決した。

議案第14号 富山県文化財保護審議会委員任命の件

生涯学習・文化財課長から説明し、原案のとおり可決した。

議案第15号 事務局職員の人事異動に関する件

教育長から説明し、原案のとおり可決した。

※地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条7項により、議案第13号から議案第15号は非公開となりました。

富山県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則案要綱

教育企画課

項目	説明
1 改正の趣旨、必要性等	このたび、公益信託に関する法律（令和6年法律第30号）が公布され、新制度に移行するのに伴い、教育企画課の分掌事務について所要の改正を行うもの
2 改正案の内容	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 改正の内容 新制度に移行する前の公益信託を旧公益信託とするもの（第6条関係）</li> <li>2 施行期日 令和8年4月1日</li> </ol>
3 他の規則等との関連	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 富山県教育委員会事務決裁規程（昭和63年富山県教育委員会訓令第1号） 別途改正</li> <li>2 富山県教育委員会の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則を廃止する規則（昭和56年富山県教育委員会規則第2号） 別途廃止</li> <li>3 富山県教育委員会民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成19年富山県教育委員会規則第10号） 別途廃止</li> <li>4 知事の権限に属する事務の補助執行について（平成27年4月1日付け教企第114号） 別途改正</li> </ol>
4 審議、調整、予算化等の状況	特になし

議案第8号

富山県教育委員会行政組織規則一部改正の件

富山県教育委員会行政組織規則の一部を次のように改正する。

令和8年3月18日 提 出

富山県教育委員会

教 育 長 廣 島 伸 一

富山県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則

富山県教育委員会行政組織規則（平成11年富山県教育委員会規則第3号）の一部  
を次のように改正する。

第6条第25号中「公益信託」を「旧公益信託」に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

富山県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則案新旧対照表

現行	改正案	備考
<p>第1条～第5条 略                      (教育企画課)</p> <p>第6条 教育企画課の分掌事務は、次のとおりとする。                      (1)～(24) 略                      (25) <u>公益信託</u> に関すること。                      (26)～(30) 略</p> <p>第7条～第61条 略</p>	<p>第1条～第5条 略                      (教育企画課)</p> <p>第6条 教育企画課の分掌事務は、次のとおりとする。                      (1)～(24) 略                      (25) <u>旧公益信託</u> に関すること。                      (26)～(30) 略</p> <p>第7条～第61条 略</p>	<p>新制度に移行する前の公益信託を旧公益信託とするもの</p>

富山県教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令案要綱

教育企画課

項目	説明
1 改正の趣旨、必要性等	このたび、公益信託に関する法律（令和6年法律第30号）が公布され、新制度に移行するのに伴い、専決事項の規定整備を行うもの
2 改正案の内容	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 改正の内容 新制度に移行する前の公益信託を旧公益信託とするもの（別表第1の4関係）</li> <li>2 施行期日 令和8年4月1日</li> </ol>
3 他の規則等との関連	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 富山県教育委員会行政組織規則（平成11年富山県教育委員会規則第3号） 別途改正</li> <li>2 富山県教育委員会の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則を廃止する規則（昭和56年富山県教育委員会規則第2号） 別途廃止</li> <li>3 富山県教育委員会民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成19年富山県教育委員会規則第10号） 別途廃止</li> <li>4 知事の権限に属する事務の補助執行について（平成27年4月1日付け教企第114号） 別途改正</li> </ol>
4 審議、調整、予算化等の状況	特になし

議案第9号

富山県教育委員会事務決裁規程一部改正の件

富山県教育委員会事務決裁規程の一部を次のように改正する。

令和8年3月18日 提 出

富山県教育委員会

教 育 長 廣 島 伸 一

富山県教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令

富山県教育委員会事務決裁規程（昭和63年富山県教育委員会訓令第1号）の一部  
を次のように改正する。

別表第1の4特定専決事項の表中「公益信託」を「旧公益信託」に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

富山県教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令案 新旧対照表

現行			改正案			備考
第1条～第13条 略 別表第1（第4条—第6条関係） 1～3 略 4 特定専決事項			第1条～第13条 略 別表第1（第4条—第6条関係） 1～3 略 4 特定専決事項			法改正に伴う事務の整備
室課名	室課長専決事項	出先機関及び教育機関の長 専決事項	室課名	室課長専決事項	出先機関及び教育機関の長 専決事項	
教育企画 課	(1)～(5) 略 (6) 教育に関する <u>公益信託</u> _の変更の許可に関する こと。 (7)、(8) 略	略	教育企画 課	(1)～(5) 略 (6) 教育に関する <u>旧公益信</u> 託の変更の許可に関する こと。 (7)、(8) 略	略	
教育みら い室	略		教育みら い室	略		
生涯学 習・文化 財課	略	略	生涯学 習・文化 財課	略	略	
教職員課	略		教職員課	略		
保健体育 課	略		保健体育 課	略		
別表第2、3 略			別表第2、3 略			

富山県教育委員会職員き章に関する規程の一部を改正する訓令案要綱

教育企画課

項目	説明
1 改正の趣旨、必要性等	昨今の金・銀価格の上昇により単価が高騰しているため、き章の仕様を変更するもの
2 改正案の内容	<p><b>第1 改正の内容</b></p> <p>材料の物価高騰により、き章の仕様を変更するもの（第1号様式関係）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・台の仕様を銀から銅に変更</li> <li>・表面の仕様を金張りから金メッキに変更</li> </ul> <p><b>第2 施行期日</b></p> <p>令和8年4月1日</p> <p>※施行日時点で交付されている改正前の仕様によるき章も引き続き使用可能</p>
3 他の訓令等との関連	特になし
4 審議、調整、予算化等の状況	特になし

議案第 10 号

富山県教育委員会職員き章に関する規程一部改正の件  
富山県教育委員会職員き章に関する規程の一部を次のように改正する。

令和 8 年 3 月 18 日 提 出

富山県教育委員会

教育長 廣 島 伸 一

富山県教育委員会職員き章に関する規程の一部を改正する訓令  
富山県教育委員会職員き章に関する規程（昭和 36 年富山県教育委員会訓令第 2 号）  
の一部を次のように改正する。

第 1 号様式中「銀」を「銅」に、「金張り」を「金メッキ」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この訓令は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この訓令の施行の際現に交付されているこの訓令による改正前の第 1 号様式による富山県教育委員会職員き章は、この訓令による改正後の第 1 号様式による富山県教育委員会職員き章とみなす。

富山県教育委員会職員き章に関する規程の一部を改正する訓令案新旧対照表

現行	改正案	備考
<p>第1条 略</p> <p>(はい用)</p> <p>第2条 職員は、第1号様式の職員き章を左胸上部にはい用しなければならない。</p> <p>第3条～第5条 略</p> <p>第1号様式（第2条関係）</p> <div data-bbox="224 798 459 1173">  <p>(注) 台は銀、表面は金張り、テーパ-の上部は10ミリメートル、下部は12ミリメートル、厚さは3ミリメートル、番号は一連番号とする。</p> </div> <p>第2号様式 略</p>	<p>第1条 略</p> <p>(はい用)</p> <p>第2条 同左</p> <p>第3条～第5条 略</p> <p>第1号様式（第2条関係）</p> <div data-bbox="1041 798 1276 1173">  <p>(注) 台は銅、表面は金メッキ、テーパ-の上部は10ミリメートル、下部は12ミリメートル、厚さは3ミリメートル、番号は一連番号とする。</p> </div> <p>第2号様式 略</p>	<p>材料の物価高騰により、き章の仕様を変更するもの</p>

富山県教育委員会聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則の一部を改正する規則案

要綱

教育企画課

項目	説明
1 改正の趣旨、必要性等	聴聞の期日における審理を公開する場合の、聴聞の期日及び場所の公示を、インターネット等他の手段を用いて行うことができるよう、公示の方法を掲示場への掲示に限定した規定を見直すもの（アナログ規制の見直し）
2 改正案の内容	<p>1 改正の内容                      聴聞の期日における審理を公開する場合の公示を、県庁又は聴聞を行う行政庁の事務所の掲示場に掲示することにより行うこととした規定を削るもの（第12条関係）</p> <p>2 施行期日                      公布の日</p>
3 他の規則等との関連	特になし
4 審議、調整、予算化等の状況	特になし

議案第11号

富山県教育委員会聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則一部改正の  
件

富山県教育委員会聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則の一部を次のように改正  
する。

令和8年3月18日 提 出

富山県教育委員会

教育長 廣 島 伸 一

富山県教育委員会聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則の一部を改  
正する規則

富山県教育委員会聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成6年富山県教育  
委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

第12条第2項を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

富山県教育委員会聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則の一部を改正する規則

現行	改正案	備考
<p>第1条～第11条 略                      (聴聞の期日における審理の公開)</p> <p>第12条 教育委員会は、法第20条第6項又は条例第20条第6項の規定により聴聞の期日における審理を公開することを相当と認めるときは、その旨を当事者及び参加人に通知するとともに、当該聴聞の期日及び場所を公示するものとする。</p> <p><u>2 前項の規定による公示は、教育委員会又は聴聞を行う行政庁の事務所の掲示場に掲示することにより行うものとする。</u></p> <p>第13条～第23条 略</p> <p>様式第1号～様式第17号 略</p>	<p>第1条～第11条 略                      (聴聞の期日における審理の公開)</p> <p>第12条 同左</p> <p><u>(削る。)</u></p> <p>第13条～第23条 略</p> <p>様式第1号～様式第17号 略</p>	<p>公示の方法を                      掲示場への掲                      示に限る規定                      を削るもの</p>

富山県教育委員会教職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令案要綱

保健体育課

項目	説明
1 改正の趣旨、必要性等	学校現場の運用実態に即して衛生委員会の委員の人数を改正するとともに、労使同数の規定を新設するもの
2 訓令案の内容	<p>第1 改正の内容</p> <p>1 学校現場の運用実態に即して衛生委員会の委員の人数を改正するもの（第10条第3項関係）</p> <p>(1) 当該機関職員の衛生に関連する職にある者のうちから当該機関の長が指定した者 「2人」から「2人以上」に改正</p> <p>(2) 当該機関の職員のうちから職員団体が推薦した者 「3人」から「3人以上」に改正</p> <p>2 労使同数の規定を新設（第10条第4項関係） 第10条第3項第1号に掲げる委員以外の委員の半数について、「当該機関の職員のうちから職員団体が推薦した者」（同項第4号に掲げる委員）とする規定を新設 ※労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）の規定を改めて規定するもの</p> <p>第2 施行期日 令和8年4月1日</p>
3 他の例規との関連	特になし
4 審議、調整、予算化等の状況	特になし

議案第12号

富山県教育委員会教職員安全衛生管理規程一部改正の件  
富山県教育委員会教職員安全衛生管理規程の一部を次のように改正する。

令和8年3月18日 提 出

富山県教育委員会

教 育 長 廣 島 伸 一

富山県教育委員会教職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令  
富山県教育委員会教職員安全衛生管理規程（平成5年3月25日教育委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

第10条第3項ただし書中「2人及び3人」を「2人以上及び3人以上」に改め、同条第4項中「前3項」を「前各項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 衛生委員会の委員のうち、前項第1号に掲げる委員以外の委員の半数については、同項第4号に掲げる委員とする。

附 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。

富山県教育委員会教職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令

現行	改正案	備考
<p>第1条～第9条 略 (衛生委員会)</p> <p>第10条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 衛生委員会の委員は、次に掲げる者をもつて構成する。ただし、第2号の者である委員、第3号の者である委員及び第4号の者である委員は、それぞれ1人、<u>2人及び3人</u>とする。</p> <p>(1) 本庁にあっては保健体育課長、出先機関等にあっては当該出先機関等の長</p> <p>(2) 当該機関の衛生管理者又は衛生推進者</p> <p>(3) 当該機関職員の衛生に関連する職にある者のうちから当該機関の長が指定した者</p> <p>(4) 当該機関の職員のうちから職員団体が推薦した者</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>4 <u>前3項に定めるもののほか、衛生委員会の運営に関する必要な事項は、当該衛生委員会が定める。</u></p> <p>第11条～第22条 略</p>	<p>第1条～第9条 略 (衛生委員会)</p> <p>第10条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 衛生委員会の委員は、次に掲げる者をもつて構成する。ただし、第2号の者である委員、第3号の者である委員及び第4号の者である委員は、それぞれ1人、<u>2人以上及び3人以上</u>とする。</p> <p>(1) 同左</p> <p>(2) 同左</p> <p>(3) 同左</p> <p>(4) 同左</p> <p>4 <u>衛生委員会の委員のうち、前項第1号に掲げる委員以外の委員の半数については、同項第4号に掲げる委員とする。</u></p> <p>5 <u>前各項に定めるもののほか、衛生委員会の運営に関する必要な事項は、当該衛生委員会が定める。</u></p> <p>第11条～第22条 略</p>	<p>学校現場の運用実態に即した規定整備</p> <p>労使同数の規定を新設</p>

## 令和8年度富山県立高等学校入学者選抜の合格状況等について

令和8年3月18日  
県立高校課

このことについて、次のとおり報告いたします。

### 1 全日制の課程

#### (1) 一般入学者選抜

学校・学科数 34校82学科  
募集人数 5,020名 (推薦及び全国募集を含む募集定員5,926名)  
志願者数 4,482名 (志願倍率0.89倍)  
選考対象者数 4,471名 (追検査受検者を含む)  
合格者数 5,170名 (推薦入学合格内定者及び全国募集合格者を含む)

#### (2) 第2次選抜

学校・学科数 26校51学科 (07年度20校36学科 06年度20校37学科)  
募集定員 756名 (07年度 553名 06年度 485名)  
志願者数 名 (志願倍率 倍)

### 2 定時制の課程

#### (1) 単位制前期第1次選抜

学校・学科数 5校12学科  
募集定員 約840名  
志願者数 199名  
受検者数 193名  
合格者数 187名

#### (2) 単位制前期第2次選抜・単位制以外第1次選抜

学校・学科数 6校15学科  
募集定員 約773名  
志願者数 名

### 3 通信制の課程

学校・学科数 1校2学科  
募集定員 約300名  
志願者数 名

## 令和8年度富山県立特別支援学校高等部・幼稚部入学者選抜の合格状況等について

令和8年3月18日

特別支援教育課

このことについて、次のとおり報告します。

### 1 高等部A日程

#### (1) 第1次選抜

学校数	5校
募集定員	72名
志願者数	51名
受検者数	51名
合格者数	47名

#### (2) 第2次選抜

学校数	4校
募集定員	25名
志願者数	3名
受検者数	3名
合格者数	3名

### 2 高等部B日程・幼稚部

#### (1) 第1次選抜

	高等部	高等部（訪問教育）	幼稚部
学校数	10校	5校	3校
募集人員(定員)約	208名	若干名	若干名
志願者数	109名	2名	4名
受検者数	109名	2名	4名
合格者数	109名	2名	4名

#### (2) 第2次選抜

	高等部	幼稚部
学校数	10校	3校
募集人員(定員)	若干名	若干名
志願者数	名	名
受検者数	名	名

## 今後の教育委員会等の日程について

- 令和8年4月27日(月) 13:30 予定  
教育委員会 (県庁本館4階 大会議室)